

国民健康保険制度改正のお知らせ

平成27年1月から、70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額が下表のとおり変更となります。改正により今までよりも所得要件が細分化され、みなさんの所得に応じた医療費の負担軽減が行われるようになります。

なお、70歳から74歳までの方の自己負担限度額の変更はありません。

70歳未満の方の自己負担限度額

【平成26年12月まで】

| 区分 | 所得要件 | 自己負担限度額 |
|------------|-----------|--|
| A 上位所得者 | 所得600万円超 | 150,000円+(総医療費-500,000円)×1% <多数回該当:83,400円> |
| B 一般所得者 | 所得600万円以下 | 80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <多数回該当:44,400円> |
| C 低所得者 | 住民税非課税 | 35,400円 <多数回該当:24,600円> |



【平成27年1月から】

| 区分 | 所得要件 | 自己負担限度額 |
|----|----------------------|---|
| ア | 所得901万円超 | 252,600円+(総医療費-842,000円)×1% <多数回該当:140,100円> |
| イ | 所得600万円超~ 901万円以下 | 167,400円+(総医療費-558,000円)×1% <多数回該当:93,000円> |
| ウ | 所得210万円超~ 600万円以下 | 80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <多数回該当:44,400円> |
| エ | 所得210万円以下 | 57,600円 <多数回該当:44,400円> |
| オ | 住民税非課税 | 35,400円 <多数回該当:24,600円> |

※所得とは、総所得金額などから基礎控除額(33万円)を差し引いた金額です。

※多数回該当とは、過去12ヶ月以内で4回以上該当した場合のことをいいます。

高額療養費とは

1ヵ月あたりの医療費の自己負担額が高額になったとき、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。高額療養費の支給対象となった方には、診療月の3~4ヵ月程度後に申請手続きのお知らせを送付します。また、事前の申請により「限度額適用認定証」の交付を受け、認定証を医療機関に提示していれば、窓口での支払いは自己負担限度額までとなります。

※国民健康保険税を滞納していると認定証を交付できない場合があります。

【お問合せ】税務・国保部門 鹿島、大畑

税務署からのお知らせ

平成27年1月1日以降の相続または遺贈に関する相続税については、基礎控除の額が引き下げられ、次のようになります。

$$3,000万円+(600万円 \times \text{法定相続人の数})$$

(注)亡くなられた人から相続等によって財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額が、相続税の基礎控除額を超える場合、財産を取得した人は、相続税の申告が必要となります。

税務署での面接による個別相談を希望される方は、あらかじめ電話などにより予約の上、税務署へお越しください。

【お問合せ】むつ税務署 調査部門 ☎22-3294